

奨励賞の授与に関する規定

2010年12月2日制定
 2011年12月1日改正
 2012年12月6日改正
 2013年12月5日改正
 2014年6月5日改正

1. 総則

知の市場奨励賞及びその授与についてはこの規定の定めるところによる。

2. 目的

本賞は、知の市場における自己研鑽及びその成果を活用する活動を奨励するとともに、人材育成または教養教育の発展及び知の市場の発展に資する活動を奨励することを目的とする。

3. 対象

本賞は、前項の目的に貢献した受講者、講師、連携機関、開講機関及びその他の個人または団体を対象とする。

4. 賞の授与

本賞は、知の市場会長（以下「会長」という。）が賞状を受賞者に授与する。
なお、会長が特に認めた場合には副賞を贈呈することができる。

5. 候補者の推薦

協議会における選考の審議に先立ち、受講修了者、講師、知の市場の協議会委員、評価委員、有志学生実行委員、連携学会の理事及び監事その他知の市場の活動に関わる者は、会長に対して受賞候補者の推薦を行うことができる。

なお、受講修了者については、会長に対して直接、もしくは、連携機関または開講機関経由で自薦または他薦することができる。

6. 受賞者の選考

協議会は、開講した科目の開講実績、受講した科目における成績及びその成果の活用実績、社会における人材育成及び教養教育の発展並びに知の市場の発展に資する活動実績などを考慮した上で受賞内定者を選考し、評価委員会がこれを確認する。

なお、所属する組織の業務として講義を実施する講師が受賞候補者となる場合には、当該組織に対して本賞を授与し、個人に対しては本賞を授与しない。

7. 意向の確認

会長は、開講機関や連携機関などの協力を得て、受賞内定者に対して受賞を受諾し年次大会に出席する旨の意向の確認を行う。

8. 受賞者の決定

受賞者の決定は、会長が受賞内定者の中から行う。

9. 名義

本賞の名義は知の市場会長名とする。ただし、開講機関または連携機関の推薦を受けた受賞者については、当該機関の長との連名とする。

10. 賞の名称

本賞の日本語名は「知の市場奨励賞（　　年度）」、英語名は「Award for Encouragement : Free Market of · by · for Wisdom ((year))」とする。
なお、賞の名称に、受賞理由に応じた名称を付加することができる。